前橋市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定により、環境部 (清掃施設課)及び農政部(農村整備課)の工事監査を実施しましたので、同条第 9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年11月19日

前橋市監査委員 福 田 清 和

同 田村盛好

同 中里 武

同 笠原 久

内 監 平成30年11月19日

前橋市長山本 龍様前橋市議会議長 三森和 也様

前橋市監査委員福田清和同田村盛好同中里武同笠原久

工事監査の結果について (報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定により実施した環境部 (清掃施設課)及び農政部(農村整備課)の工事監査の結果について、同条第9項の規定 により、別紙のとおり報告します。

環境部·農政部 工事監査結果報告書 (清掃施設課、農村整備課)

1 監査対象部局及び対象工事等(別紙工事監査対象工事(業務)一覧表のとおり)

環境部 清掃施設課 5件

農政部 農村整備課 12件

2 監査期間

平成30年8月1日から同年11月19日まで

3 監査方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、工事ごとに関係書類(設計図書及び契約書等)の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施しました。

4 監査結果

監査対象とした各工事の計画、設計、積算、施工等については、おおむね適正である と認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 清掃施設課(指摘事項 1件)

ア 建設工事保険等の付加について(指摘事項)

亀泉清掃工場焼却炉設備等整備工事、大胡クリーンセンター2号焼却炉連結ダクト耐火物ほか補修工事(緊急)において、現場説明書並びに建設工事請負契約約款第51条第1項及び第2項で建設工事保険に付すことを求め、また、建設工事保険契約を締結したときは、その保険に係る証券の写し又はこれに代わるものを直ちに発注者へ提示しなければならないと定めているにもかかわらず、建設工事保険に付していなかった。

受注者は、請負契約に基づく工事の施工で生じた損害を塡補するために火災保険、建設工事保険その他の保険に付すこととしており、また、付した保険証券の写しを提示義務の対象としているため、現場説明書及び契約約款にのっとり契約を履行するとともに、組織としてのチェック機能を強化されたい。

(2) 農村整備課(指摘事項 1件)

ア 車輌通行止標示板及び迂回路標示板の設置について(指摘事項)

小規模農村整備事業 上佐鳥第二地区集落道路整備工事ほか2工事において、工事現場を通行規制し、車輌の通行を止めて施工しているにもかかわらず、群馬県県土整備部の定める建設工事の安全管理に関する共通仕様書第3条第1項第5号及び路上工事等の安全施設設置要領第12条第2項で設置を要する車輌通行止標示板並びに迂回路標示板が設置されていなかった。

一般の交通を迂回させる場合に工事の受注者は、車輌通行止標示板、迂回路標示板 などを設置し、通行車輌等が容易に迂回し円滑な通行ができるように配慮しなければ ならないため、建設工事の安全管理に関する共通仕様書及び路上工事等の安全施設設 置要領に定められた標示板の設置を行うように改善されたい。

No.	台帳契約番号	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
1	4291000537	 荻窪清掃工場供給コンベヤ用エプロンパン交換ほか工事	- 荻窪町677番ほか	29.7.31	29.8.1	30.3.8	
		供給コンベヤ用エプロンパン交換 中央監視室データ処理装置交換 回転式破砕機スクリーン交換 ほか					
2	4291000675	富士見最終処分場水処理施設設備補修工事	富士見町石井1873番2	29.8.23	29.8.25	29.11.30	
		浸出水集水ピット集水ポンプ補修 浸出水集水ピットゲートバルブ交換 集水ポンプ操作盤マグネットスイッチ交換 ほか					
3	4291000757	六供清掃工場焼却炉附帯装置補修工事	六供町1536番ほか	29.8.29	29.8.31	30.2.28	
		受入供給設備補修 給排水設備補修 排水処理設備補修 ほか					
4	4291001611	亀泉清掃工場焼却炉設備等維持整備工事	- 亀泉町265番ほか	29.12.11	29.12.14	30.2.28	30.3.28
4		焼却炉耐火物補修 混練機補修 ポンプ補修 ほか					
5	4301000090	大胡クリーンセンター2号焼却炉連結ダクト耐火物ほか補修工事 (緊急)	- 堀越町610番ほか	30.4.3	30.4.3	30.5.31	
		2号焼却炉連結ダクト耐火物ほか補修 一式					

No.	台帳契約番号	工事、業務名称	- 工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
6	4291000565	県単林道開設事業 不動大滝線開設工事 (第1号)	・苗ヶ島町、粕川町室沢地内	29.7.26	29.7.31	29.12.15	
		延長 1,327 m 排水施設工 106.9 m 舗装工 4,096.3 m2 ほか					
	4291000662	農山漁村地域整備交付金 農業集落排水事業 (機能強化) 石井地区 管路補 修工事 (第1工区)	- 富士見町石井地内	29.8.23	29.8.25	30.2.13	
7		本管更生工 内径200 59.0 m 内面補修工 内径200 L=0.4 m 50箇所 内面補修工 内径200 L=1.0 m 6箇所 ほか					
8	4291000674	稲里・新屋処理施設 機械設備改修工事	粕川町新屋、粕川町深津 地内	29.8.23	29.8.25	30.1.23	
8		ばっ気ブロワ更新 1台 可搬式ポンプ更新 1台 回分槽水位計更新 1組 ほか					
9	4291000916	小規模農村整備事業 徳丸地区水路改良工事	徳丸町、力丸町地内	29.9.8	29.9.12	30.2.20	
9		延長 442.3 m U型側溝(40×40) 22.3 m U型側溝(60×60) 97.5 m ほか					
10	4291001096	小規模農村整備事業 上佐鳥第二地区集落道路整備工事	- 上佐鳥町地内	29.10.11	29.10.13	30.3.13	
10		延長 305.7 m 自由勾配側溝(60×70) 200.0 m 舗装工 358.1 m2 ほか					
11	4291001239	土地改良施設維持管理適正化事業 八幡山堰整備補修工事	上細井町地内	29.11.2	29.11.6	30.3.13	
11		起伏ゲート整備補修 (下軸油圧式鋼製起伏ゲート 5.50B×0.80H) 一式 取水ゲート整備補修 (皿型ゲート内径600×2門) 一式					
12	4291001554	大胡地区 水路改良工事 (第22号)	- 滝窪町地内	29.12.12	29.12.14	30.3.15	
12		延長 33.5 m 落蓋式側溝(80×80) 25.0 m 舗装工 27.0 m2 ほか					

No.	台帳契約番号	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
13	4291002014	桂萱地区 水路改良工事 (第4号)	下沖町地内	30.2.20	30.2.22	30.6.19	
		延長 142.5 m 落蓋式側溝(50×50) 100.0 m 舗装工 95.5 m2 ほか					
14	4301000135	樋越処理施設 № 2 上澄水排出装置改修工事	樋越町775番	30.5.30	30.6.1	30.10.31	
		電動シリンダー改修 1組					
15	4301000166	大胡地区 水路改良工事(緊急第12号)	樋越町地内	30.4.27	30.4.27	30.6.29	
10		管更生工 一式					
16	4292000069	富士見地区 櫻澤橋補修設計業務	富士見町赤城山地内	29.6.28	29.6.30	29.12.18	
10		橋梁補修設計 一式					
17	4292000163	農村地域防災減災事業 前橋第4地区耐震性点検・調査計画策定業 務(第1号)	- 堤町、小坂子町地内	29.10.2	29.10.4	30.2.19	
		調査・原位置試験 一式、土質調査(室内試験) 一式 解析等調査業務 一式、基準点測量 一式、路線測量 一式 ため池ハザードマップ作成 一式 ほか					

環境部 工事監査結果報告書 (清掃施設課)

1 監査対象部局及び対象工事 環境部 清掃施設課 六供清掃工場空調設備ほか改修工事

2 監査期間

平成30年8月1日から同年11月19日まで

3 監査方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、工事関係書類(設計図書及び契約書等)の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施しました。

なお、工事の技術的な指導及び助言については、公益社団法人大阪技術振興協会の技術士に協力を得ました。

4 監査結果

監査対象とした工事の計画、設計、積算、施工等については、適正であると認められました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に所属長に対して 改善等を指導しました。